

福山市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長、福山市上下水道事業管理者、福山市病院事業管理者及び福山市教育委員会教育長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2020年（令和2年）10月26日

福山市監査委員	林	浩	二
福山市監査委員	山	下	清
福山市監査委員	法	木	昭一
福山市監査委員	榑	原	則男

2017年度（平成29年度）監査における指摘事項の措置通知

経済環境局 文化観光振興部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>文化振興課（旧教育委員会管理部文化財課） しんいち歴史民俗博物館及びあしな文化財センター清掃業務について</p> <p>当該業務は、しんいち歴史民俗博物館及びあしな文化財センターにおける清掃業務を委託により実施するものである。</p> <p>当該業務は、2017年（平成29年）4月から3年間の長期継続契約で、業者選定に当たっては、指名競争入札により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>契約書の作成に当たっては、記載内容を確認するなど、適正に処理されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2020年度（令和2年度）に締結した清掃業務の長期継続契約について、法令等に基づき、起案、契約書、仕様等を見直し、適正な執行を行った。</p>